日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2014. 1. 10

No.14-002

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

ILO 勧告を無視する JAL に

実質「第二次勧告」

国際労働機関（ILO）により、
解決するまで継続的な監視の対象となった
JAL 不当解雇事件

ILO 勧告の意義についてシリーズ 1

■JAL 不当解雇について出された ILO 勧告（一次 および二次）は
重要な内容ですのでシリーズニュースでご紹介します

先ずは経緯から

2010 年 1 月 2 1 日

JAL は更生手続の開始。

この時点では解雇回避努力を尽くすことを各労働組合に明言・約束

2010 年 9 月 2 7 日

しかし話し合いの経緯を無視し、整理解雇の人選基準を労働組合に提示

2010 年 12 月 13 日

JFU(乗員組合)と CCU(日本航空キャビンクルーユニオン)は、ILO に対し「結社の自由条約（87 号)」と「団体交渉促進条約（98 号)」に違反するとして、解雇強行の中止を目的として ILO の援助を求める緊急要請書を提出

JALは、 組合からの解雇回避提案を拒否し、争議権投票に対する介入行為などを続ける

2010 年 12 月 26 日

ILO は、条約に沿った対処を日本政府に要請したが、

2010 年 12 月 31 日

JAL は大晦日にパイロットと客室乗務員を合わせて 165 名整理解雇を強行

2011 年 3 月 23 日

その後 ILO 事務局の内容指摘を受け JFU・CCU は修正の申立書を ILO に提出

2011 年 4 月 5 日

ILO 結社の自由委員会から申し立てが受理されたとの通知が有り、ケース 2844 として審理が開始された

JAL は、整理解雇を強行した後も、裁判係争中を理由に組合との交渉を行わなかった

2012 年 3 月 29 日乗員、3 月 30 日客乗

東京地裁より不当判決

2012 年 6 月 15 日

ILO から勧告（第一次）が出された

ILO の一次勧告を受けた中でも、JAL は整理解雇撤回に関する交渉を拒否し、

それればかりか解雇した客室乗務員を職場に戻さないまま、これまでに 1500 名を超える客室乗務員の新規採用をおこなった。

運航乗務員については、130 名を超える機長・副操縦士が JAL を自主退社し、運航の現場では乗務時間 80 時間(もちろん勤務時間はそれ以上)を超える高稼働状態となっている

乗員の自主退職者数(2011.4～2013.9 の間 JAL は 119 名、2012.4～2013.9 の間 JEX は 40 名,Jair は 16 名)

2013 年 10 月 31 日

ILO から実質上の第 2 次勧告である「見解」が表明された

これは ILO 勧告の効果を検証するフォローアップ手続きによる

原文は以下のリンクで見ることができます

【一次勧告の内容リンク】

・CASE No2844(訳：JFU・CCU) 具体的勧告は 649(a)～(d)参照

・CASE2884 英文全文は原告団 HP/ILO 関連参照：勧告の内容は、364 回報告の 638～648 項の結社の自由委員会の出した結論にもとづいて、649 項で示されている。

【二次勧告の内容リンク】

・ILO(フォローアップ)見解表明事件番号 2884(訳：JFU・CCU)62 項～66 項を参照

【東京高裁へ 2013 年 1 月 31 日に提出された牛久保秀樹弁護士の意見書「求められる ILO 条約・勧告の順守」の内容リンク】

次号シリーズ 2 は ILO の役割

2014年もこれまで同様、カンパ及び活動への参加をお願いいたします

カンパ宛先等の情報

http://jalfltcrewob.web.fc2.com/kampa.htm

今後の日程

5月　15日（木）

控訴審　客室乗務員判決

東京高裁　　101号法廷

13時30分より

6月　5日（木）

控訴審　パイロット 判決

東京高裁　　101号法廷

13時30分より